

松江市告示第 255 号

松江市ハウス整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市ハウス整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市ハウス整備事業費補助金については、ハウス等整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け産支第 773 号）及び松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハウス等 農業用ハウス（育苗ハウス及び水田園芸品目用ハウスを除く。）及びその付帯設備並びに果樹棚をいう。
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画について、市の認定を受けた者をいう。
- (3) 認定農業者 法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画について、市の認定を受けた者をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ハウス整備事業費補助金
補助金交付の目的	ハウス等の整備に必要な費用の一部を補助することにより、施設整備に係る初期投資を軽減し、新規就農者の確保及び育成並びに既存生産者の規模拡大を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	ハウス等の整備とする。

補助対象経費	次に掲げる経費(消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該消費税等仕入控除税額を除く。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。)とする。  (1) 農業用ハウス及びその付帯設備(農業用ハウスと一体的に整備する場合に限る。)の整備に要する経費  (2) 果樹棚の整備に要する経費
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2以内の額(1円未満切捨て)とし、1,353万6,000円を上限とする。
終期	令和5年3月31日
補助事業者の範囲	補助事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす認定新規就農者又は認定農業者とする。  (1) ハウス等の整備に当たっては、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入すること。  (2) 補助金の交付決定後、1年以内に美味しまね認証又は国際水準GAPを取得すること。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ハウス等整備事業実施計画書
- (2) 事業実施設計書
- (3) 事業費の積算内訳(見積書)
- (4) 規模(機種)決定根拠資料(利用計画を含む。)
- (5) ハウス等の整備場所が分かる図面(広域地図及び詳細位置図)
- (6) ハウス等の図面
- (7) 現況写真
- (8) ハウス等の管理規程(案)

- (9) 青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し
- (10) 青年等就農計画認定申請書又は農業経営改善計画申請書の写し  
(実績報告)

第4条 規則第12条第1項第3号に規定する実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ハウス等整備事業実績報告書
- (2) 財産管理台帳
- (3) ハウス等を整備した場所が分かる図面（広域地図及び詳細位置図）
- (4) ハウス等の管理規程
- (5) 出来高設計書
- (6) 完成図面
- (7) ハウス等を整備した実績がわかるものの写し（契約書等）
- (8) 納品書、請求書及び領収書又は金融機関の振込書の写し
- (9) 補助事業専用通帳（口座）の写し
- (10) 農業共済又は民間の損害保険に加入したことがわかる書類の写し  
(消費税等仕入控除税額の確定)

第5条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第6条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(事業実施状況報告)

第7条 補助事業者は、事業実施年度の翌年度から起算して5年間、補助事業の達成状況を毎年4月末までに市長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。